

日本SPF豚研究会会則

1. 本会の名称
本会は、日本SPF豚研究会という。
 - ① 会長 1名
 - ② 副会長 2名
 - ③ 理事 若干名
 - ④ 監事 2名
2. 本会の目的
本会は、SPF豚の生産に関する調査、研究と技術の普及を促進し、もって我が国の養豚振興に寄与することを目的とする。
 - (2) 会長及び副会長は、理事の互選により選出されるものとする。
 - (3) 会長は、総会を招集し本会の業務を総括し必要に応じて理事会を招集する。
 - (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
 - (5) 理事は、正会員の中から推薦により選出する。
 - (6) 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する重要事項を決議し、その業務を執行する。
 - (7) 監事は、理事会の指名によって任命され、本会の会計を監査する。
 - (8) 本会の役員の任期は、2年とし、留任を妨げない。
3. 事業
本会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) SPF豚に関する問題点の検討と解決。
 - (2) SPF豚の生産技術の普及。
 - (3) SPF豚に関する調査、研究の推進。
 - (4) 講演会及び研究会等の開催。
 - (5) 機関誌、その他印刷物の発行。
 - (6) その他本会の目的達成に必要な事業。
4. 会員
会員を分けて正会員、特別会員、賛助会員、名誉会長ならびに名誉会員とする。
 - (1) 正会員
本会の趣旨に賛同する個人とする。
 - (2) 特別会員
日本SPF豚協会の特別会員とする。
 - (3) 賛助会員
本会の趣旨に賛同しその活動を支援する法人、団体を賛助会員とする。
 - (4) 本会に名誉会長および名誉会員を置くことができる。
名誉会長および名誉会員は、本会の発展に功績のあった者で理事会が推薦し、総会の議決を経て決定する。
 - (5) 入会
本会に入会しようとする者は、入会申し込み書に所定の事項を記入し、会費を添えて本会に申し込むものとする。
5. 役員
 - (1) 本会に役員をおく。
6. 総会及び理事会
 - (1) 定期総会
定期総会は毎年1回6月末までに会長によって招集されるものとする。
 - (2) 臨時総会
会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。
 - (3) 理事会
会長が必要と認めた場合、または理事の1/3以上の要求があった場合に開催されるものとする。
 - (4) 総会は、本会最高の議決機関であり、理事会は総会に次ぐ議決機関であっていずれも出席者の過半数の賛成を持って、議決されるものとする。
7. 会費
 - (1) 会員は、各々定められた会費を支払うものとする。
 - (2) いかなる場合においても、既に納入された会費の返金は行わない。
 - (3) 名誉会長および名誉会員は、会費を免除す

る。

- (4) 本会の会費は別に定めた通りとし年度初めに納入するものとする。尚、納入者に対し、順次機関誌を発送するものとする。

8. 会計

- (1) 本会の経費は、会費、特別会費、賛助会費、寄付金、その他の収入を持ってこれを充てる。
- (2) 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

9. 表彰

本会の発展に多大の功績のあった会員に対し、理事会の推薦に基づいて、会長はこれを表彰する。

10. 会員資格喪失

次の場合、会員はその資格を失う。

- (1) 会員から脱会の申し出があったとき。
- (2) 会費を滞納したとき。
- (3) 会員が本会の名誉を著しく傷つけ、理事会において除名が議決されたとき。

11. 付則

- (1) 本会則は平成5年4月1日より施行する。
- (2) 本会則の変更は、理事会の決議を経て、総会の承認を受けるものとする。
- (3) 本会の本部は、国立研究開発法人
農研機構 動物衛生研究部門
(〒187-0022
東京都小平市上水本町 6-20-1
TEL 042-321-1491)内におく。
- (4) 本会の事務局は、国立研究開発法人 農
研機構 動物衛生研究部門
(〒187-0022
東京都小平市上水本町 6-20-1
TEL 042-321-1491)内におく。

平成 5 年 4 月 1 日 改正。

平成 12 年 4 月 1 日 改正。

平成 15 年 5 月 30 日 改正。

平成 23 年 6 月 2 8 日 改正。

2020 年 11 月 01 日 改正。